

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により知事から監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により措置の内容を次のとおり公表する。

令和6年10月23日

岐阜県監査委員 若井 敦子

岐阜県監査委員 恩田 佳幸

岐阜県監査委員 鈴木 祥一

岐阜県監査委員 安田 典子

岐阜県監査委員 飯沼 敦朗

1 令和5年度行政監査(県の施設におけるAEDの設置・管理及び公開・周知について)の結果に基づき講じた措置の状況

(単位：件)

テーマ名	監査結果 (A)	措置済 (B)	今回措置を講じたもの (C)	未措置 (A-B-C)
県の施設におけるAEDの設置・管理及び公開・周知について	70	67	3	0

※「今回措置を講じたもの」とは、令和6年10月2日に知事から通知があったもの。

2 行政監査の結果に基づき講じた措置(検討事項)

健康福祉部

機関名	監査結果	講じた措置
医療整備課	<p>AEDについては、機器の新規設置・更新等に伴い、今後も継続して調達事務を行うことが見込まれる。AED設置の検討は、H29年県通知に基づき各所属・施設等において行われているが、不特定多数の者が訪れる場所等におけるAED設置は今後も全庁的に進められるものと考えられる。</p> <p>各年度において、関係所属・施設等が行う新規設置・更新等の対象となるAEDの数量などを全庁的に把握し、各施設のAED設置の目的に沿ったAEDの使用を基にして一括調達することを検討し、経済的かつ効率的な調達を行うよう図られたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年度当初予算要求時において、全所属を対象に県有施設におけるAED設置要望台数に係る調査を行ったうえで、AEDの一括調達を行った。 令和7年度当初予算要求時においても、同様に設置要望台数調査を行い、予算要求及び一括調達を行う。
	<p>遠隔監視システムが導入されていない学校安全課一括調達AEDを設置している施設、又は、遠隔監視システムや監視業務委託を導入していない独自調達AEDを設置している施設において、AEDの機能を維持するための点検整備・消耗品管理を適切に実施していない施設が複数認められたので、適切な点検整備・消耗品管理が実施されるよう、各施設における実態を把握したうえで、不適切な事態の是正及び再発防止に向けた必要な対応について検討されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 医療整備課において一括調達を行い、令和6年4月1日から運用を開始するAEDを管理する所属に対しては、令和6年3月12日付けで適切な管理を行うよう通知するとともに、「県有施設に設置する自動体外式除細動器(AED)の設置及び管理の基準に関する要綱」を周知した。 全所属に対して自施設のAEDの管理状況を改めて確認の上、AEDの適切な消耗品管理等が徹底されるよう、令和6年8月6日付けで周知した。
	<p>AED設置場所に係る情報やAEDの未就学児対応に係る情報といった、県有施設AEDマップ上の情報と最新のAED情報との不突合が多数の所属に生じ、正確性が保たれていない状況は、同マップの信頼性を損なうものであることから、各施設における実態を把握したうえで、不適切な事態の是正及び再発防止に向けた必要な対応について検討されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 医療整備課において一括調達を行い、令和6年4月1日から運用を開始するAEDを管理する所属に対しては、令和6年3月12日付けでAEDマップへの登録を行うようあらためて依頼した。 「県有施設に設置する自動体外式除細動器(AED)の設置及び管理の基準に関する要綱」を令和6年4月1日付けで改正し、県有施設AEDマップへの登録はAED管理責任者の業務であることを明確にした。 全所属に対して、令和6年8月6日付けで県有施設AEDマップの登録等を確実に実施するよう周知した。